

1. 会合名	証券受渡・決済制度改革懇談会（第46回）（書面）
2. 日 時	2020年6月2日（火）
3. 議 案	（報告事項） ○国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について （審議事項） ○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について
4. 主な内容	（報告事項） ○国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮（T+2）化に係る実施日の決定について 今般、日本証券業協会の公社債の店頭取引等に関するWGにおいて、国債のリテール取引及び一般債取引の決済期間の短縮化の実施予定日（2020年7月13日（約定分））を実施日とすることについて決定したため、本懇談会に報告を行った。 （審議事項） ○「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」及びその下部会合の解散について 2015年7月、本協会は、株式等の決済期間の短縮化（以下「株式等のT+2化」という。）の実施に向けた課題の整理・検討を行うことを目的として、本懇談会の下に、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（以下「T+2WG」という。）を設置し、更に、下部会合（カスタマーサイドサブワーキング・グループ、ストリートサイドサブワーキング・グループ、貸株取引実務検討会及びフェイルに関する実務検討会）を設置しつつ、多岐に亘る課題について検討を行ってきたところである。 T+2WGでは、2016年6月に最終報告書を取りまとめて公表し、同報告書において引き続き検討を行うとされた課題について、その後も継続的に検討を行ってきたところである。また、2019年7月16日には株式等のT+2化が実現し、その前後を通じて、特段の問題は生じていない状況である。

	る。 このことから、T + 2 WG 及びその下部会合における所期の目的が達成されたと判断し、T + 2 WG 及びその下部会合を解散することについて本懇談会において審議を行った結果、原案どおり了承された。 以 上
--	---